

## 芦屋市心がつながる手話言語条例について

手話への理解の促進等に関し基本理念を定め、市及び市民並びに事業者の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、誰もが地域で支え合いながら安心して暮らせる地域社会を実現するため、条例を制定しました。

